

## 医療施設近代化施設整備事業

- 予算額：平成11年度予算（案） 195億円
- 補助率：国1/3、都道府県1/3以内、事業者1/3以上
- 補助対象事業  
（主な補助条件）
  - （1）老朽化による建替等整備事業
    - ① 建替整備を伴う場合は、概ね30年以上経過した施設
    - ② 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上、かつ、1床当たりの病棟面積を18㎡以上
    - ③ 救急、へき地等の政策的な医療（病床数の1/2以上を療養型病床群に転換整備する場合を含む）を担っている病院。ただし、整備区域の病棟の病床数を20%以上削減する場合はこの限りではない。
    - ④ 病床過剰地域では整備区域の病床を10%以上削減
    - ⑤ 患者の療養環境改善（食堂、談話室等）を併せて整備する場合は、補助の加算を適用
  - （2）改修により療養型病床群へ転換整備する病院の整備事業
    - ① 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上、かつ、1床当たりの病棟面積を18㎡以上
    - ② 機能訓練室、患者食堂、談話室及び浴室を必置
    - ③ 病床過剰地域では整備区域の病床を10%以上削減
    - ④ 整備区域の病棟は20床以上
  - （3）改修等（新規開設を除く）により療養型病床群へ転換する診療所
    - ① 都道府県の医療計画上病床非過剰地域に所在する診療所
    - ② 建替整備（改築及び移転新築）の場合は、築後概ね30年以上経過
    - ③ 改修等により整備する療養型病床群の1床ごとの病室面積を6.4㎡以上確保し、かつ、以下のいずれかを満たすものであること。
      - （ア）1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する
      - （イ）1床当たりの病室面積を8㎡以上確保する
    - ④ 機能訓練室、患者食堂、談話室及び浴室を必置
  - （4）介護基盤整備促進事業  
既存の病院・診療所における療養型病床群への転換整備事業（改修等）。
    - ① 医療法及び医療法施行規則本則に定める療養型病床群の構造設備の基準を適用  
なお、廊下幅に限り、経過措置の適用可
    - ② 病床過剰地域では整備区域の病床を10%以上削減
  - （5）療養型病床群療養環境改善事業（案）〔詳細については、現在調整中〕  
（事業概要）
    - ① 転換型から完全型（廊下幅に限り、経過措置の適用可）への整備事業を対象
    - ② 転換型から完全型（廊下幅に限り、経過措置の適用可）への整備事業において、病床の整備が伴わない、機能訓練室、患者食堂、浴室の整備事業を対象

※下線部は、平成11年度予算案の新規事業。

医療施設近代化施設整備事業による療養型病床群の整備状況

(単位:床)

年度	近代化事業整備病床数		事業実績額 ※2 (億円)	療養型病床群許可病床数		対前年度 差引病床
	完全型	転換型※1		完全型	転換型	
5	60	18	19.5	496	5,212	5,708
6	957	606	54.1	2,729	12,824	15,553
7	550	276	203.4	6,972	19,884	26,856
8	1,153	130	177.9	15,954	31,372	47,326
9	1,597	139	167.6	28,138	43,148	71,286
※3 10	7,235	2,375	257.4			158,210
合計	11,552	3,544				86,924

※1 医療施設近代化施設整備事業の対象となる転換型は、廊下幅以外は完全型と同一のもの

※2 医療施設近代化施設整備事業全体の実績額(療養型の整備以外のものも含んだもの)

※3 10年度実績は現段階での見込み

## 介護保険施設における介護・看護職員の配置状況について

## (1) 特別養護老人ホーム

平成9年4月1日現在

人 員 配 置	施 設 数 (構 成 割 合)
3 : 1 以 上	1,686か所 (60.4%)
3.1~4.0 : 1	1,059か所 (37.9%)
4.1 : 1	47か所 (1.7%)

- (備考) 1. 全国老人福祉施設協議会調査による。  
2. 人員配置の構成割合は、非常勤職員は含まない。

## (2) 老人保健施設

平成9年10月1日現在

人 員 配 置	定 員 数 (構 成 割 合)
基本施設療養費 (I) 3.6 : 1	72,479 (44.7%)
基本施設療養費 (II) 3 : 1	89,701 (55.3%)

- (備考) 厚生省大臣官房統計情報部「平成9年老人保健施設調査」による。

## (3) 療養型病床群等

## ① 療養型病床群

平成10年7月1日現在

人 員 配 置	施 設 数
3 : 1 (6 : 1 6 : 1) 以上	871か所

- (備考) 1. 厚生省保険局医療課調 (暫定値) による。  
2. 施設数は、看護基準2群をとる療養型病床群が対象。

② 老人病棟入院医療管理料を採用している病院（介護力強化病院）

平成10年7月1日現在

人 員 配 置	病 院 数	病 床 数
3 : 1 ( 6 : 1 6 : 1 ) 以上	1,201	134,417

- (備考) 1. 厚生省老人保健福祉局老人保健課調による。  
2. 人員配置の括弧内は、看護職員及び介護職員それぞれの配置。

③ 老人性痴呆性疾患療養病棟

平成10年7月1日現在

人 員 配 置	病 院 数	病 床 数
(A) 3 : 1 ( 6 : 1 6 : 1 )	83 (93%)	4,936
(B) ( 6 : 1 8 : 1 )	6 ( 7% )	424

- (備考) 1. 厚生省老人保健福祉局老人保健課調による。  
2. 人員配置の括弧内は、看護職員及び介護職員それぞれの配置。

特別養護老人ホーム等の居室面積等について

(1) 特別養護老人ホームの居室面積の推移

年 度	1 人 当 た り 居 室 面 積
昭和38年度	4.95 m <sup>2</sup>
昭和49年度	7.425 m <sup>2</sup>
昭和52年度	8.25 m <sup>2</sup>
平成 7年度	10.65 m <sup>2</sup>

(備考) 1. 「1人当たり面積」は、国庫補助基準面積の内訳である。

2. 施設整備の期間は、通常1年から2年程度かかるため、各年度の居室面積が実際の施設に反映されるのは、早くて次年度以降となる。  
 例えば、平成7年10月1日現在で3,201か所の施設が開所運営されているが、これらの施設については平成6年度以前に着工されたものと考えられるため、居室面積は4.95m<sup>2</sup>～8.25m<sup>2</sup>の基準を満たしていることとなる。

【参考】特別養護老人ホームの1居室当たり定員別の居室数

平成6年10月1日現在

居 室 の 定 員 数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人以上	合 計
居 室 数	10,072	11,537	1,768	38,726	4,977	67,080
構成割合 (%)	15.0	17.2	2.6	57.7	7.4	100.0

(備考) 厚生省大臣官房統計情報部「平成6年社会福祉施設等調査」による。

(2) 療養型病床群の病室面積

平成9年10月1日現在

1人当たり病室面積	構成割合
6.4 m <sup>2</sup> 以上	46.3%
6.0 m <sup>2</sup> 以上	53.7%

- (備考) 1. 構成割合は、それぞれの広さを有した病室に入院している患者数の割合。
2. 厚生省大臣官房統計情報部「平成9年社会医療診療行為別調査」における療養病棟入院環境料の算定件数のうち、療養型病床群療養環境加算（Ⅰ）、（Ⅱ）の算定状況により算出。

平成11年2月26日

介護療養型医療施設連絡協議会  
会長 加藤 隆正

## 療養型病床群への改修シミュレーション

### I. 介護力強化病棟から療養型病床群Ⅱ型への改修

#### 〔改修概要〕

- ① 介護力強化病棟120床(4.3㎡/床)を療養型病床群Ⅱ型60床(6.4㎡/床)に改修
- ② 全ての6床室を4床室に改修
- ③ 1床室 2室、2床室 2室を1床室 2室、2床室 3室に改修
- ④ 食堂60㎡(1階食堂34㎡、2階食堂26㎡)
- ⑤ 機能訓練室40㎡、浴室 2ヶ所(一般浴槽、特殊浴槽)  
\*一般浴槽については、在宅復帰上必要となる

以上のとおり療養型病床群Ⅱ型に改修すると、病床数は50%(60床)減少となる

### II. 介護力強化病棟から療養型病床群Ⅲ型への改修

#### 〔改修概要〕

- ① 介護力強化病棟120床(4.3㎡/床)を療養型病床群Ⅲ型64床(6.0㎡/床)に改修
- ② 全ての6床室を4床室に改修
- ③ 1床室 2室、2床室 2室を1床室 2室、2床室 3室に改修
- ④ 食堂64㎡(1階食堂34㎡、2階食堂30㎡)
- ⑤ 機能訓練室 有り、浴室 2ヶ所(一般浴槽、特殊浴槽)  
\*一般浴槽については、在宅復帰上必要となる

以上のとおり療養型病床群Ⅲ型に改修すると、病床数は47%(56床)減少となる

### III. まとめ

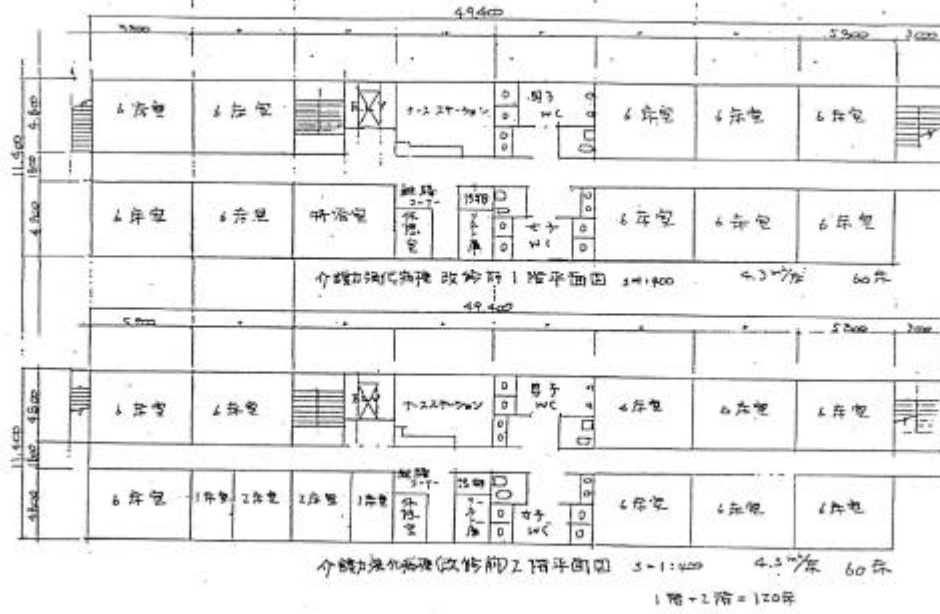
以上のとおり改修の場合、療養型病床群Ⅱ型への改修では病床数は50%減少し、同Ⅲ型への改修であっても病床数は47%減少する。

すなわち、病床数を確保するためには、増改築が必要となる。

一方、大都市部においては土地が無いために、容積率、けんべい率が不足し、増改築が極めて困難な状況であり、結果的には多くの場合、大幅な病床数減は避けられず、それにより経常利益も大幅減となり、経営に重大な支障をきたす事となる。

# 療養型病床群Ⅱ型への転換

## 改修前(介護力強化)

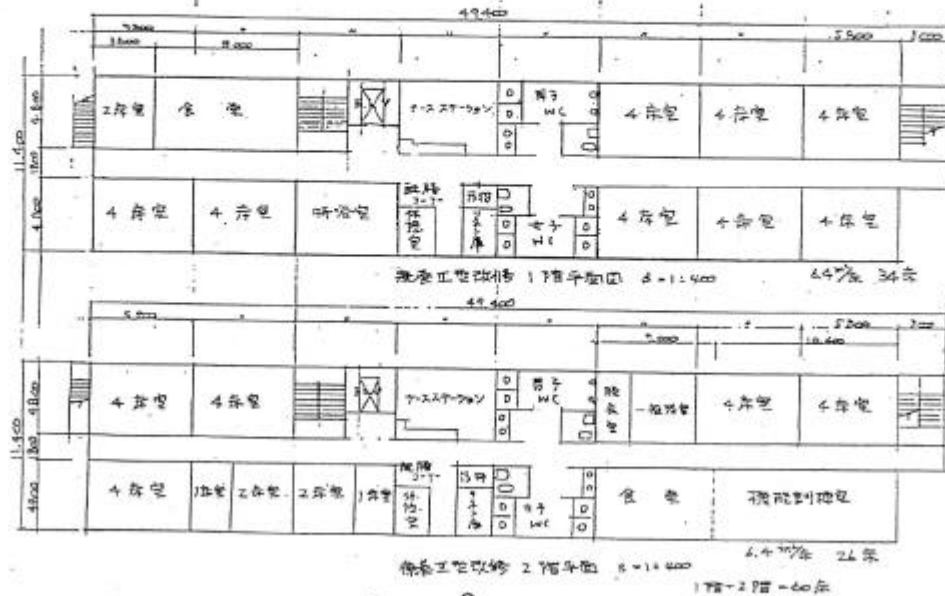


### (改修概要)

- ① 介護力強化病棟120床(4.3㎡/床)を療養型病床群Ⅱ型60床(6.4㎡/床)に改修
  - ② 全ての6床室を4床室に改修
  - ③ 1床室 2室、2床室 2室を1床室 2室、2床室 3室に改修
  - ④ 食堂60㎡(1階食堂34㎡、2階食堂26㎡)
  - ⑤ 機能訓練室40㎡、浴室 2ヶ所(一般浴槽、特殊浴槽)
- \*一般浴槽については、在宅復帰上必要となる

以上のとおり療養型病床群Ⅱ型に改修すると、病床数は50%(60床)減少となる

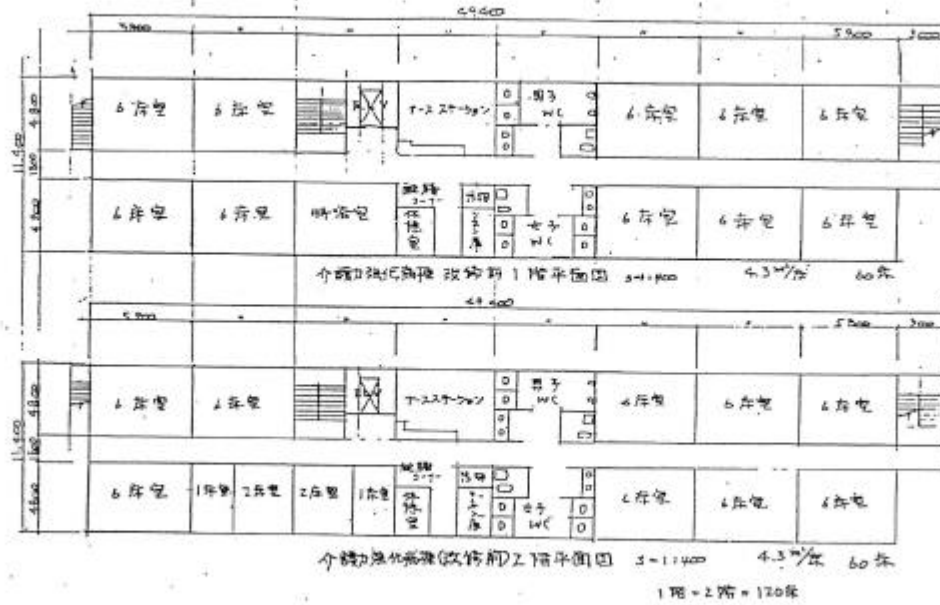
## 改修後(療養Ⅱ型)





# 療養型病床群Ⅲ型への転換

## 改修前(介護力強化)



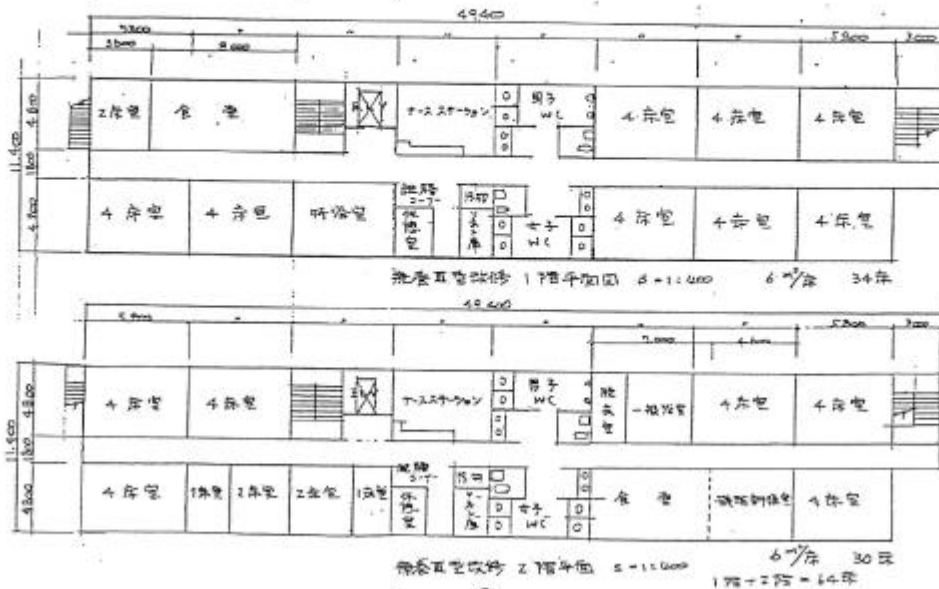
### (改修概要)

- ① 介護力強化病棟120床(4.3<sup>㎡</sup>/床)を療養型病床群Ⅲ型64床(6.0<sup>㎡</sup>/床)に改修
- ② 全ての6床室を4床室に改修
- ③ 1床室 2室、2床室 2室を1床室 2室、2床室 3室に改修
- ④ 食堂64<sup>㎡</sup>(1階食堂34<sup>㎡</sup>、2階食堂30<sup>㎡</sup>)
- ⑤ 機能訓練室 有り、浴室 2ヶ所(一般浴槽、特殊浴槽)

\*一般浴槽については、在宅復帰上必要となる

以上のとおり療養型病床群Ⅲ型に改修すると、病床数は4.7%(56床)減少となる

## 改修後(療養Ⅲ型)



療養型病床群施設基準表

平成10年4月現在

	療養環境I (完全型)	療養環境II (準完全型)	療養環境III (移行型)	療養環境IV (準移行型)
①病室の病床数 (1室)	4床以下		5床以上でも可	
②病室の床面積	(内法) 患者1人につき 6.4㎡以上	(内法) 1人につき 6.0㎡以上	(壁芯)	(壁芯)
③廊下幅 (内法) :片側居室 :両側居室	1. 8m以上 2. 7m以上	1. 2m以上 1. 6m以上		
④機能訓練室	(内法) 40㎡以上 必要な器械等: 訓練マット 姿勢矯正鏡 車椅子 各種杖 各種測定用具 等	機能訓練室を有していること		
⑤食堂	患者1人あたり (内法) 1㎡以上			不要
⑥談話室	患者同志や患者とその家族が談話を楽しめる広さが必要 但し、食堂との共用は可			不要
⑦浴室	身体不自由者の利用に適したものの			不要
⑧その他	医師、看護婦 (正・准)、看護補助者の員数は 医療法に定める標準を満たしていること			
診療報酬点数	105点	90点	30点	10点